

# 控 訴 状

平成30年3月23日

福岡高等裁判所那覇支部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 宮 國 英 男

弁護士 松 永 和 宏

弁護士 仲 西 孝 浩

弁護士 加 藤 裕

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

控 訴 人 沖 縄 県

上記代表者知事 翁 長 雄 志

〒900-0025 沖縄県那覇市壺川3丁目5番6号 与儀ビル2階

ゆあ法律事務所（送達場所）

TEL098-834-9820 FAX098-834-1010

控訴人訴訟代理人

弁護士 宮 國 英 男

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央3丁目1番6号

センター法律事務所

TEL098-921-1766 FAX 098-938-3166

控訴人訴訟代理人

弁護士 松 永 和 宏

〒900-0036 沖縄県那覇市西1丁目2番18号 西レジデンス2-B

弁護士法人ニライ総合法律事務所

TEL098-988-0500 FAX098-988-0555

控訴人訴訟代理人

弁護士 仲 西 孝 浩

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾2丁目17番34号

沖縄合同法律事務所

TEL 098-917-1088 FAX 098-917-1089

控訴人訴訟代理人

弁護士 加 藤 裕

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人 国

上記代表者法務大臣 上 川 陽 子

## 普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差止請求控訴事件

訴訟物の価額 160万円（算定不能）

貼用印紙額 1万9500円

上記当事者間的那覇地方裁判所平成29年（行ウ）第10号普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差止請求事件について、同裁判所が平成30年3月13日に言い渡した判決の全部に不服があるから、控訴を提起する。

（控訴人判決正本送達日 平成30年3月13日）

### 第1 原判決の表示

#### 主 文

- 1 本件各訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

### 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す
- 2 主位的請求

被控訴人は、別紙図面1図示の1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-14、1-1の各点を順次に結ぶ線（1-14と1-1の点を結ぶ線は、陸岸又は第一橋梁の上流端の線とする。）によって囲まれる水域、2-1、2-2、2-3、2-4、2-1の各点を順次に結ぶ線（2-1と2-4を結ぶ線は陸岸の線とする。）によって囲まれる区域および2-5、2-6、2-7、2-5の各点を順次に結ぶ線（2-5と2-7を結ぶ線は陸岸の線とする。）によって囲まれる水域及び2-8、2-9、2-10、2-8の各点を順次に結ぶ線（2-8と2-10を結ぶ線は陸岸の線とする。）によって囲まれる水域において、沖縄県漁業調整規則39条所定の沖縄県知事の許可を受けることなく、岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取してはな

らない。

### 3 予備的請求

被控訴人は、別紙図面 1 図示の 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-14、1-1 の各点を順次に結ぶ線（1-14 と 1-1 の点を結ぶ線は、陸岸又は第一橋梁の上流端の線とする。）によって囲まれる水域、2-1、2-2、2-3、2-4、2-1 の各点を順次に結ぶ線（2-1 と 2-4 を結ぶ線は陸岸の線とする。）によって囲まれる区域および 2-5、2-6、2-7、2-5 の各点を順次に結ぶ線（2-5 と 2-7 を結ぶ線は陸岸の線とする。）によって囲まれる水域及び 2-8、2-9、2-10、2-8 の各点を順次に結ぶ線（2-8 と 2-10 を結ぶ線は陸岸の線とする。）によって囲まれる水域において、沖縄県漁業調整規則 39 条所定の沖縄県知事の許可を受けることなく、岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取してはならない義務のあることを確認する。

4 訴訟費用は第 1・2 審とも被控訴人の負担とする。

### 第 3 控訴の理由

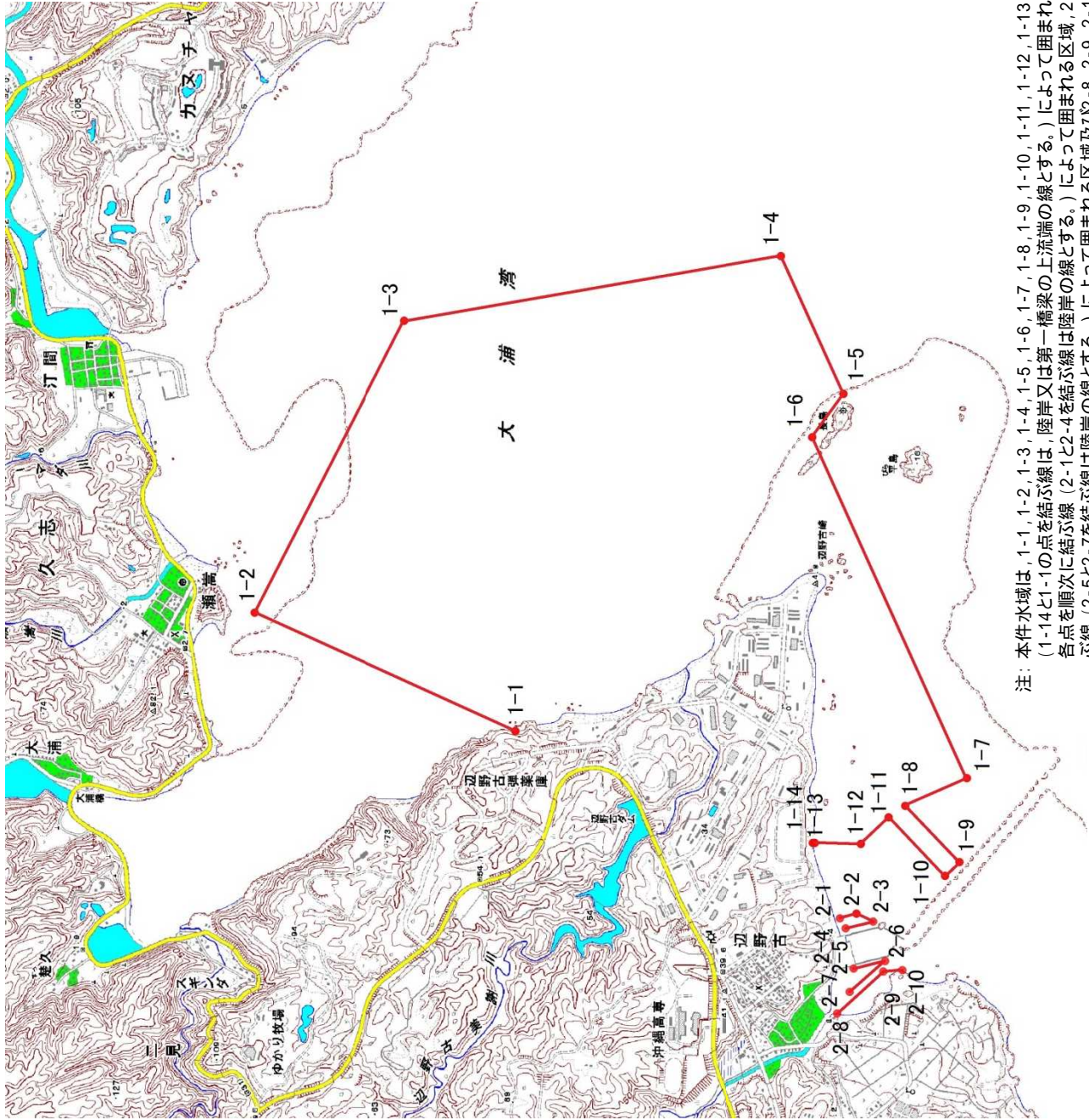
追って控訴理由書を提出する。

#### 附 属 書 類

控訴状副本	1 通
訴訟委任状	4 通

以上

# 【別紙】図面1



点番号	X	Y
1-1	59,310,056	54,323,103
1-2	60,631,351	54,903,304
1-3	59,893,257	56,378,895
1-4	58,000,817	56,725,979
1-5	57,679,626	56,037,184
1-6	57,833,539	55,817,374
1-7	57,039,005	54,113,490
1-8	57,346,004	53,970,334
1-9	57,074,562	53,691,061
1-10	57,142,887	53,620,969
1-11	57,428,718	53,911,833
1-12	57,566,177	53,776,754
1-13	57,796,720	53,778,764
1-14	57,806,720	53,778,852

座標値は「世界測地系(15系)」の値

点番号	X	Y
2-1	57,666,542	53,401,346
2-2	57,583,808	53,425,865
2-3	57,499,778	53,387,307
2-4	57,637,238	53,351,747
2-5	57,595,032	53,149,874
2-6	57,437,834	53,189,137
2-7	57,613,391	53,032,266
2-8	57,674,759	52,923,393
2-9	57,446,090	53,136,663
2-10	57,351,115	53,144,779

座標値は「世界測地系(15系)」の値

注: 本件水域は、1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-1の各点を順次に結ぶ線(1-14と1-1の点を結ぶ線は、陸岸又は第一橋梁の上流端の線とする。)によって囲まれる区域、2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-1の各点を順次に結ぶ線(2-1と2-4を結ぶ線は陸岸の線とする。)によって囲まれる区域、2-5, 2-6, 2-7, 2-8の各点を順次に結ぶ線(2-5と2-7を結ぶ線は陸岸の線とする。)によって囲まれる区域及び2-8, 2-9, 2-10, 2-8の各点を順次に結ぶ線(2-8と2-10を結ぶ線は陸岸の線とする。)によって囲まれる区域とする。